

# Rittergut の構造について

阿部 謹也

## 目 次

- (1) はじめに
- (2) 対象の限定
- (3) Dienstgut の法的構造
  - (a) Kulmer Handfeste の諸規定
  - (b) 1321 年の 1440 フーフエの特許状
  - (c) 14 世紀の Landgericht の記録から
  - (d) 更新文書
- (4) Dienstgut の社会的構造
  - (a) 同時代史料と集落形態
  - (b) 16 世紀の史料から

## (1) はじめに

東部ドイツから東ヨーロッパ全域にわたる農制の一形態としてのグーツヘルシャフトについては、これまでドイツはいうに及ばず我国でも紹介・研究が進められてきた。その際特に東西両ドイツにおける農制の違いを歴史的に探るといふ問題関心から、12・3 世紀の植民時代に調査の手が届くことも稀ではなかった。実際多くの研究者はすでに植民時代に後のグーツヘルシャフトの萌芽がみられると主張している<sup>(1)</sup>のである。ところがひとたびその植民時代に自らの研究の鋏を入れようとする<sup>(1)</sup>と直ちに極めて大きな困難に直面す

(1) Plehn, H.: Zur Geschichte der Agrarverfassung Ost-und Westpreußens. Forschungen zur Brandenburgischen und Preußischen Geschichte. Bd. 17, 1904, S. 78 f. Aubin, G.: Zur Geschichte des gutsherrlich-bäuerlichen Verhältnisse in Ostpreußen von der Gründung des Ordensstaates bis zur Steinischen Reformen. Leipzig 1910, S. 22 f. Heinz von zur Mühlen: Kolonisation und Gutsherrschaft in Ostdeutschland. Geschichtliche Landeskunde und Universalgeschichte. Festgabe für H. Aubin. 1950. S. 83 f.

る。というのは元来私領主の下に成立した騎士領 Gut については15世紀以前にはほとんどその内部構造を探りうる記録が残されていないからである。プレーンが述べているように Ordenskanzlei は私領主支配下の村については何の記録もとらず、大賃租帳簿 <sup>(2)</sup> Großes Zinsbuch に記載されているのはすべてランデスヘル<sup>(3)</sup>の直属村のみである。Dienstgut の設置後は、そこに農民村を置くか、それを Vorwerk にするかは全く私領主に委ねられていたからである。オーバーンの先駆的研究者ですら、ランデスヘル<sup>(3)</sup>の Vorwerk を Rittergut とほとんど差のないものとしてとらえ、Rittergut そのものの解明は行なっていない。特に東西プロイセン地域に関しては歴大な研究の堆積があるにも拘らず、まさに Rittergut の実証的な地域史研究が皆無に等しいという驚くべき事実がある。プロイセンの地域史研究が極めて盛んであり、毎年部厚い文献目録が編まれているほどなのに、<sup>(3)</sup>何故 Rittergut の社会史的分析がほとんどなされていないのか、という問題については、別な関連において論じなければならない史学史の問題といえよう。<sup>(4)</sup>

本稿は筆者がドイツ中世後期社会史研究の一環としてドイツ騎士修道会史研究をつづけてゆく際に、東プロイセンにおける社会史発展の重要なポイントをなす Komturei Osterode の調査を行なうなかで直面した問題について、現在の段階で解明しうるところの一部を示そうとしたものであり、その意味で研究のひとつの副産物といえるかもしれない。したがって私が今扱っている問題全体との関連のなかでこの問題のもつ意味を明らかにするためには私の仕事の全体を示さなければならないのだが、それをすることは限られた紙面では不可能なので、ここではひとつの問題にしぼって、グーツヘルンシャフト成立史のなかで、Rittergut の占める位置についての一般的理解を前提にして論を進めることにする。

(2) Plehn, : a.a.O., S. 74.

(3) Wermke, E.: Bibliographie der Geschichte von Ost-und Westpreußen. Königsberg 1933, 1938, 1939-1951, 1953.

(4) 拙稿、ドイツ騎士修道会史研究の現段階(1) 商学討究, 第19巻第1号, 1968年。

## (2) 対象の限定

東プロイセン植民史を国制史的発展の基盤としての集落史の発展から追求しようとする、13～15世紀はほぼ1320～40年を境にして二つの時期に区分することが出来る。1280～1320年代はいわゆる村落定住の時期であって、これは地域的にもワイクゼルデルタとその周辺に限定されていた。しかるに14世紀初頭に総長所在地がヴェネチアからマリエンブルグに移り、まさにここにランデスヘルシャフトを確立せんとするにおよんで、騎士修道会はふたつの問題に直面せざるをえなかった。ひとつは十字軍理念とは矛盾するTerritoriumの形成が当然惹起さねばならなかった隣国ポーランドとの摩擦であり、そのための国境の防備であった。<sup>(5)</sup> 更にもうひとつの問題は初期の原住プロイセン人との戦のために数多く西ドイツ特にチューリンゲン、ザクセンから呼びよせた騎士の勢力がクルム地方で強化してゆくことに対する対策を考えなければならなくなった点である。このふたつの問題を騎士修道会はクルム地方ヤポメサニエン地方の大土地所有者を、いわゆるWildnis地域に移すことで解決しようとした。このような政策的移住が可能になった背景としてはいくつかの事情が考えられる。ひとつには初期の植民者と土地との関係がある。初期の植民者というものは多くの場合よりよい条件を求めて比較的移動しやすい態勢にあった。しかも騎士修道会はWildnisの開発に際しては軍役義務(それも20年の免租期間を保証している)以外のいかなる

(5) 村落定住の経過とその構造については比較的研究されている。村落支配に関する一般論としては Patze, H.: Die deutsche bäuerliche Gemeinde im Ordensstaat. in „Die Anfänge der Landgemeinde und ihr Wesen.“ Vorträge und Forschungen, Bd. VIII. 2 Bde. Konstanz 1964. 個別研究としては, Wunder, H., Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Komturei Christburg 13-16 Jht. Wiesbaden 1968. Germershausen, P.: Siedlungsentwicklung der preußischen Ämter Holland, Liebstadt und Mohrunen vom 13. bis zu 17. Jht. Marburg 1969. Siedlung 一般についてはかなり古いが Kasiske, K.: Die Siedlungstätigkeit des Deutschen Ordens im östlichen Preußen bis 1410. Einzelschriften der histor. Kommission für ost- und westpreußische Landesforschung. 1934 がまだ使える。

(6) Döhring, A.: Über die Herkunft der Masuren. Oberländische Geschichtsblätter (以下 OG と略記) Bd. III. H. 13, 1910. S. 241 f.

義務もない例外的な特権を与えているのである。更にクルム地方における Peterspfennig をめぐる争いが激しくなってきたことなども理由として挙げることが出来るだろう。<sup>(7)</sup> こうして騎士修道会は初期に開発されたクルム・ポメサニエン地方から多くの騎士（なかには高位のプロイセン人、ルテニア人等も含む）をまずサッセン地域に移住せしめた。1321年に修道会がクルム地方で有力な土地所有者であった Peter von Heeselicht, Heymann und Konrad von Wansyn その他の者に 1440 フーフエという植民史上最大の所領を与えたとき、その文面には、Wand sie mit den ersten dy Wildnisse begriffen haben<sup>(8)</sup> とあり、これが Wildnis 開発の最初であったことを示している。この広大な所領に比較的早くから 29ヶ所の Ortschaft が成立し、ひとつの所領群をなしている。そしてこの所領の所有者はその豊かな財力と特権とに基いて後に騎士修道会と激しい抗争を展開することになるのである。<sup>(9)</sup> いずれにせよこうして植民史の第二期、カシスケのいう Wildnissiedlung、内容的には Gutssiedlung ともしうべき時期がはじまったのである。<sup>(10)</sup> この時期の特徴は比較的短期間に数多くの Dienstgüter が騎士達にとって非常に有利な条件で与えられたことにあり、いわゆる騎士修道会自身の村落定住はほんの僅かしか行なわれなかった点にあった。その内容についてはあとで扱うが、ほぼこの時期にシュニッペルがいうように東プロイセンにおける Rittergut の分布が決定したのである。ちなみにサッセン地方を中心とするかつての Komturei Osterode は 1920 年代の統計によると Rittergut の全

(7) Preußisches Urkundenbuch Bd. II. 1939 (以下 Pr. UB. と略記) S. 119, 145 f. 170, 173 f. 246, 253, 280, 343 f. 348, 400, 414, 436, 449. Maschke, E., Der Peterspfennig in Polen und dem deutschen Osten. Leipzig 1933, S. 93 f.

(8) Pr. UB. Bd. II. S. 271.

(9) Ortschaften; Kalborn, Grieben, Usdau, Kremersdorf, Ostrowitt, Schuwalden, Ganshorn, Rauschken, Mosnitz, Wiersbaw, Dziurdziau, Siemienau, Ulnowo, Logdau, Thurau, Browienen, Heselicht, Jankowitz, Oschekau, Lindenau, Bergling, Frödau, Taubendorf, Kamiontken, Kownatken, Lodzigowo, Gardienen, Thurowko. Conrad. G.: Eine Handfeste über 1440 Hufen im Lande Sassen vom 15. August 1321. Altpreußische Monatschrift (以下 AM と略記) XXXII, 1896, S. 563.

(10) Kasiske, a.a.O., S. 151.

面積に対する割合は 50 % を越しており<sup>(11)</sup>、このような地域は他にはほとんどみられない。

ところでこうした騎士修道会の政策はいつまでもつづいたわけではない。それはポーランドとの国境線を確保するために、いわば非常手段としてとられた政策であったから、volles Eigentum として Dienstgüter が与えられた時期もまさに 1321 年 4 月 14 日のマソヴィエン公との講和条約<sup>(12)</sup>と 1343 年のマソヴィエンとの国境の確定とその条約<sup>(13)</sup>との間の時期に 9 割以上が集中しており、それ以後の Dienstgüter の Handfeste を調べると条件は Ritter にとって厳しくなっている<sup>(14)</sup>。こうして村落定住 Dorfsiedlung から Gutssiedlung への発展は Missionsgebiet としての騎士修道会支配圏がランデスヘルシャフトを geschlossenes Territorium として形成せんとするときの騎士修道会支配自体の変質、発展に対応するものであった<sup>(15)</sup>。と同時に Gutssiedlung は騎士修道会支配圏の国境を固めるという点で外に対して騎士修道会支配を守るために進められたにも拘らず、14 世紀末から 15 世紀にかけて、これらの Gut のなかから騎士修道会支配自体を掘り崩してゆく役割を演ずる階層が生まれることになった。こうした Ritter の Eidechsen-gesellschaft<sup>(16)</sup> やプロイセン・ブント等のシュテンデ団体における反騎士修道会活動の社会的・経済的基盤となったのが Dienstgut なのである。以下においてはそこで Dienstgut の構造を明らかにするためのひとつの試みとして、プロイセンに

(11) Statistik des deutschen Reiches, Bd. 112, S. 10 ff, 489 ff. Schnippel, E.: Die großen Verleihungen im Lande Sassen. Ein Beitrag zur Besiedlungsgeschichte des Oberlandes. OG. X, S. 70 f.

(12) Pr. UB. Bd. II, S. 251, No. 335.

(13) Pr. UB. Bd. III/2, S. 494 f. Joachim, Hubatsch: Resesta historico diplomatica Ordinis S. Mariae Theutonicorum. 1, Nr. 222, 613, 614, 615, 617.

(14) Vgl. Abe, K., Die Entstehung und Entwicklung der Komturei Osterode in Ostpreußen. Studien zur Geschichte Preußens. Bd. 17 Köln, Berlin. 1972, in Vorbereitung. IV Kapitel.

(15) Hellmann, M.: Über die Grundlagen und die Entstehung des Ordensstaates in Preußen. in „Nachrichten der Giessener Hochschulgesellschaft“ Bd. 31, 1961, S. 108 f.

(16) Voigt, J.: Geschichte der Eidechsen-gesellschaft in Preußen. Königsberg 1823. Biskup, M.: Trzynastoletnia wojna z Zakonem Krzyżackim 1454-1466, Warszawa 1967.

おける最大のグート、1440 フーフエのグートを扱うことにする。この点は特に我国ではあまり顧みられていないが、Dienstgutこそが後の Rittergut あるいはグーツヴィルトシャフトの中核をなすものなのである。プレーンは18世紀のプロイセンにおける所領の在り方を(1) Domänenvorwerke, u. Bauerndörfer (2) adlige Gutsvorwerke u. Dörfer (3) Kölmische Güter u. Dörferに分類しているが、そのうちの(2)、(3)は14・15世紀には軍役義務を負った Dienstgüter だったのである。しかるに Dienstgut には1440 フーフエもの広大なものから5~10 フーフエの小さなものまで様々であり、上・下級裁判権をもつものから、僅かではあるが全くもたないものまでの違いがある。本稿はこうした違いを前提にしたうえで、そもそも Dienstgut とは何か、Dienstgut において領主直営地並びに Kölmische Dörfer とはどのようにして成立したのか、といった点を1440 フーフエのグートを中心とし、この地域全域に関する筆者の地域史研究の結果明らかになった諸点をも援用して<sup>(17)</sup> 解明しようとするものである。

### (3) Dienstgut の法的構造

#### (a) Kulmer Handfeste の諸規定

東プロイセンにおける大半の所領の在り方は法制的には1233年にクルム・トルン両都市の市民に与えられた Kulmer Handfeste によって規定されている。このことはこの時代としては極めて特殊なことであって、いわばフランドル法に発する法が都市に与えられ、それが基本的には村落や騎士領の設置の際にも適用されたことを意味している。だから Kulmer Handfeste を分析することによって、騎士修道会支配圏における都市、騎士領、農村等が相互に密接な計画性のもとに有機的な関連をもって建設され、全体としての騎士修道会国家を形成していることが明らかになってくる。この点については別の機会に詳論しているので、ここでは当時の史料には一般に Dienstgut

(17) 前註(14)。

という言葉で出てくる Rittergut と Kulmer Handfeste との関連からみてゆこう。<sup>(18)</sup> Kulmer Handfeste のうち Dienstgut の規定として援用されることになるのは、いうまでもなくクルム・トルン両市民の軍役義務を定めた部分である。<sup>(19)</sup> この規定によると 40 フーフエ以上の Gut を得た者は重装備騎士として少くとも二人の従者を従えて軍役奉仕を行ない、それ以下の Gut を得た者は軽装備軍役を行なうことになっている。そして Kulmer Handfeste における軍役の範囲はポメサニエン人を敵としてワイクゼル、オッサ、ドレヴェンツ河の範囲内における 国土防衛の任に 当ることになっており、それ以外の負担としては 1 Köln. od. 5 preuß. Pfeunige u. Wachs 即ち 1 ケルンブフェニヒ貨幣または 5 プロイセン・プフェニヒ貨幣並びに蠟を Rekog-

(18) 東プロイセンの植民においては、ほとんどすべての集落は境界を明確にした geschlossene Ortschaft として成立した。そしてかつて私が明らかにしたように、ハンドフェステに記された村落境界は 20 世紀前半においてもほとんど変わっていない例が多い。(ハンドフェステに関する一考察、註 65 をみよ) 当時の測量技術は 14 世紀末に出た Geometria Culmensi で示されているように理論的に一定の水準に達していた。このドイツ語とラテン語でかかれた測量理論の書についてはいずれ稿を新にして分析を試みたい。

(19) Statuimus siquidem, ut quicumque XL mansos vel amplius a domo nostra emerit, is cum plenis armis et dextrario operto et armis talibus competente et aliis duabus ad minus equitaturis. Qui vero pauciores mansos babuerit, cum plata et aliis levioribus armis et uno equo ad arma talia competente debet cum fratribus nostris in expeditionem, quociens ab eis requisitus fuerit, pergere contra Pruthenos, qui Pomezani largo vocabulo nuncupantur, et contra omnes terre Culmeusis turbatores. Cum vero prefati Pomezani in terra Culmensi, prestante domino, fuerint ulterius merito non timendi, omnes cives predicti ab omnibus expeditionibus sunt exempti. Ad defensionem tamen terre videlicet usque ad Wizlam Ozzam et Driwantzam, cum fratribus procedere tenebuntur, ut predictum est, contra terre quoslibet invasores.

Item statuimus, ut quilibet homo hereditatem a domo nostra habens fratribus nostris solvat exinde unum nummum Coloniensem vel pro eo, quinque Culmenses et pondus duarum marcarum cere in recognitionem domini et in signum, quod eadem bona sua habet a domo nostra et nostre debeat iurisdictioni subesse. Et nos eum favorabiliter confovendo contra eos, qui sibi iniuriam intulerint, debemus, in quantum possumus, nostrum presidium impertiri. Predictum autem censum singulis annis in die beati Martini vel ab ipso ad XV dies dare debent. Pr. UB. Bd. 1, S. 189 f.

nitnúszius として支払う義務を負っている<sup>(20)</sup>。その他に1ブフルーク毎に1シェップェルの小麦と1シェップェルのライ麦, 1ポーランドブフルーク(即ちハーケン)<sup>(21)</sup>毎に1シェップェルの小麦を毎年十分の一税として支払うことになっている。

Kulmer Handfeste の規定はキッシュが述べているように<sup>(22)</sup>, あるいはそれ以上に14・15世紀には現実に相応しなくなるから, Dienstgut にせよ, 村や都市にせよ Kulmer Handfeste を出発点として, 具体的にその法的・社会的機能がどのように変っていったかを調べなければならないのは当然である。その経過は次節でみることになるが, それにも拘らず Kulmer Handfeste の規定はそれが法として通用した限りで, やはり常に裁判やその他の争いに際しても引合いに出された。そういう一種の《Verfassungsrecht》としての意味をもちつづけたこの Kulmer Handfeste において, Dienstgut とランデスヘルシャフトとの関係はどのようなものとしてとらえられているのだろうか。そこでこの問題にしぼって Dienstgut の法的構造を探ってみよう。

この点で重要なのは Dienstgut 売却の際の規定である<sup>(23)</sup>。Kulmer Hand-

(20) Brünneck, W.v.,: Zur Geschichte des Grundeigentums in Ost-und Westpreußen, Berlin 1891, Bd 1. S. 17.

(21) Pflug については, Kuhn, W.,: Der Pflug als Betriebseinheit in Altpreußen. Zeitschrift für Ostforschung, 12, 1963, S. 473 f. Haken については, Kuhn, W.,: Der Haken in Altpreußen. in „Studien zur Geschichte des Preußenlandes. Festschrift für E. Keyser, hrsg. v. E. Bahr, 1963, S. 164 f. を参照。

(22) Kisch, G.: Die Kulmer Handfeste, Stuttgart, 1931, S. 51 f.

(23) Ipsi etiam hanc contulimus libertatem, ut bona sua, que a domo nostra possident, vendendi talibus sane, que terre ac domui nostre bene competant, habeant facultatem, ita ut hii, qui ea emerint, de manu fratrum suscipiant et domui nostre ad idem ius, idemque servicium teneantur, quod illi nobis exinde facere debuerunt; et nos ea ipsis porrigere sine ulla difficultate debemus. Licentiamus etiam, si forte aliquis antedictorum civium necessitatis causa allodium suum vel X mansos ad maius ab aliis bonis suis separare voluerit et vendere separatim, is idem ius, idemque servicium domui nostre debet facere de reliquo, quod prius de toto noscitur debuisse. Is vero, qui idem allodium vel X mansos emerit, debet ratione eiusdem allodii cum armatura, que 'plata' vulgariter dicitur, et aliis levibus armis et uno equo ad arma talia competente domui nostre ad tale obsequium esse astricus, quale inferius plenius describetur. Pr. UB. Bd 1. S. 188 f.



feste の売却の際の規定をみると授与された Gut が更に売却されるときには新しい買手がまず ラントと 騎士修道会にとって好ましい人物でなければならず、しかも買手はその土地を 騎士修道会士の手から受けとることになっており、その義務・負担は以前の所有者と同じでなければならなかった。Reiterdienst がまさに Gut の主たる負担であり、それが国土防衛の主たる戦力であったから、<sup>(24)</sup>それを維持することに最大の関心が向けられていたのである。手続き的には売却者は Besitzrecht を形式上一応放棄して 騎士修道会に戻し、騎士修道会はそれを買手に与える、という形式をとっている。このような手続きは ブリュネックのいう通り、常に Leihgut の場合にみられるケースであって、Allodialgut としての属性ではない。またかつてプロイセンでは Investitur allodialis は行なわれたことがなかったのである。相続権も フランドル法にみられるように息子、娘また両性の血縁関係にも広がっていたし、いわゆる eheliche Halbteilung 並びに人格の自由も保証されていた。こうしたすべての点を考慮するとき、この Gut は決して Lehen として与えられたのではなく、むしろ Erbzinsgut として与えられたとみななければ<sup>(25)</sup>ならない。

勿論 Reiterdienst は Kulmer Handfeste の規定に明らかなようにワイクゼル、オッサ、ドレヴェンツ河に囲まれたラントの防衛の義務と規定されており、召集の法的根拠も Lehnrecht または Hofrecht ではなく、Landrecht とみなしうるものであった。それは Gut を所有したことによって生ずる義務であり、いわば allgemeine Heerbannpflicht とみなすべきものであった。更に Rekognitionszins は 騎士修道会を Obereigentümer として承認し、その裁判権に服することを示すものであったとみられる。<sup>(26)</sup>勿論クルム法に基く Dienstgut においてはグート内の裁判権は多くの場合、上・下級裁判権も Besitzer に与えられている。この点でプロイセンにおいてはブランデンブル

(24) Dienst の内容についてはさし当り Weber, L. Preußen vor 500 Jahren, Danzig 1878 S. 602 f. が最も詳しい。

(25) Brünnec, a.a.O., S. 15.

(26) Brünnec, a.a.O., S. 26. Döhring, a.a.O., S. 364 Anm. 157 n.

グ、シュレジェン、ポンメルンなどランデスヘルが騎士に裁判権を与えなかったところと最初から違っていた。<sup>(27)</sup>しかし現実の Gut 形成においては Kulmer Handfeste で示されているほど一色ではなく、様々の大きさ、様々の特権をもったグートが生み出されているから、いちがいにはいえない。Dienstgut には 1440 フーフエから 5 フーフエにいたる大きさの違いがあり、すべてに共通していることは軍役が課されたということしかない。しかし大半の場合、Schulzengut を除けば、Dienstgut は村落から離れた独立した所領を構成しており、独立した経済単位であった。いずれにせよ、騎士修道会がそのときどきにとろうとした対内・外政策の推移と共に Dienstgut に関する諸規定も現実には変化してゆかざるをえなかった。<sup>(28)</sup>

ところで以上 Kulmer Handfeste にのみ対象を限定して Dienstgut の法的側面を特にランデスヘルシャフトとの関係を中心として観察してきた。いうまでもなく個々のクルム法グートの設置は、クルム法に基きながらも、個々に作成・交付される Privilegium, Handfeste によって行なわれていた。だから次にこうした個々の Urkunden にみられる Dienstgut の法的構造をみておかねばならない。そこで当然のことながら特定の時代と地域に対象を限定しなければならなくなる。すでに述べたような理由によって本稿ではサッセン地域における例外的とすらいわれる大所領群の設置を扱うことになるのだが、紙数の制約から、ここではクルム法グートのみ扱い、しかもそのうちでもサッセンにおけるクルム法グートの基礎となった 1440 フーフエのグートを扱うことにする。

#### (b) 1321 年の 1440 フーフエの特許状

1321 年 8 月 15 日にプロイセンのラントマイスター Friedrich von Willenberg が前述の Peter von Heeselicht らにサッセン地方に与えた 1440 フーフエは、<sup>(29)</sup>プロイセン植民史上最大の Güterkomplex であっただけでなく、サ

(27) Plehn, a.a.O., S. 25.

(28) この点については前註(14)の Kapitel V. に詳論している。

(29) Maschke, E.: Die Grenzen der 1440 Hufen im Lande Sassen. AM. 9, 1932, S. 22 f.

ッセン地域における最初で最大の Gut として、この地域におけるグート設置の基準とされたものである。実に 1321 年から 1340 年代までにこの地域で与えられた大所領は 1~2 の例外を除いてほとんどが 1440 フーフエのハンドフェステと同様な条件で与えられている。まずこの Handfeste における条件をみよう。<sup>(30)</sup> この特許状は比較的長文だが、前文と受領者、グートの境界、プロイセン法の問題 (後述) について記したあとに受領者の義務について次のように述べられている。

Von desern vorgeantent gutte sullen dy vorgeantent und ere erben dynen unserm huwse mit sechs bedackten rossen und mit ganczen wopen dorczu. Dy rosdinst haben wir belehnt von dem vorgeantent gutte icliches und achzig huben. Und vorbas, was do mee guttes ist, do sullen sie von iclichen virzig huben eynen platendienst thun. Dirre dinste sindt sy pflichtig uff ere koste und uff eren schaden mit uns czu thunde kegen allen unsirn fynden bynnen dem lande Sossin und bynnen dem lande Pomezenen, wenne wir das von im heisschen ..... Also selbest sullen sie uns ouch dynen in allen landen, dy an das land sossen stosen.

そして 20 年間の免租期間が与えられている。ここでは Kulmer Handfeste の規定とは違って 80 フーフエ毎に重装備騎馬軍役<sup>(31)</sup>、40 フーフエ毎に軽装備軍役が課されている。このこと自体は荒蕪地とはいえ従来よりも有利な条件なのだが、それ以外には他に何の義務の記載もこのハンドフェステにはないのである。Kulmer Handfeste の規定にみられたような Herrschaft の承認料 Rekognitionszins も、Pflugkorn もここには記されていない。いわんや 1360 年代のハンドフェステや 13 世紀後半のハンドフェステにみられるような Burgenbaudienst などは全くみられない。こうした例外的な条件のため

(30) この Urkunde の諸版については Pr. UB. Bd. II, S. 271. 並びに Conrad, a.a.O., S. 502 f. をみよ。

(31) 14・15 世紀のボンメルンにおいて 10 フーフエが Roßdienst の単位とされ、他の地域でも一般にそれより低かったことを考えれば、サッセンにおける単位の大さが解るだろう。

このハンドフェステは古くから研究者の注目をあびてきた。すでにブリュネックは19世紀末にこうしたグートの存在をプロイセン全土に探し求め、1285年のラントマイスター、Konrad v. Thierberg の Kunigunde, Witwe des Albert Powl u. a. への Gut Czarze<sup>(32)</sup> (クルム地方), Dietrich Stange への Stangenberg 城と土地の授与に同様な条件を見出していた。そしていずれも同様に volles Eigentum として与えられたことを確認している。例えば上述の指標の他にこうした例では何の制限もない Jagdrecht が与えられ Abgabefrei とされているし、これらのハンドフェステにおいては騎士修道会が他のほとんどのハンドフェステにおいて留保していた Straßengerichtsbarkeit<sup>(33)</sup> も留保されていない。<sup>(34)</sup> しかも所有者はランデスヘルの Mitwirkung なしに (即ちその手を経ることなしに) また同意もなしに売却することが出来た、という。

1440 フーフエのハンドフェステにおいて従来の規定よりも厳しい条件になっているのはただ一ヶ所、上に引用した文の最後の一節である。ここには従来の Landwehr の概念に基きながらもそれを越えた、即ちサッセン以外の土地での無制限の Heeresfolge が要求されている。この軍役義務の代償として、1440 フーフエの受領者には上述の例外的な特権が与えられたのだ、というふうに考えることも出来る。<sup>(35)</sup> ところでこのハンドフェステは Gutsbesitzer の裁判権については一言もふれていない。しかしこのグートがもった性格と役割を考えると、ここに上級裁判権が与えられていたことは明瞭とみなければならぬ。たとえ5フーフエのグートであっても下級裁判権は与えられており、村長はいうまでもなく下級裁判権を行使していたのである。

(32) Urkundenbuch des Bistums Kulm. Bearbeitet v. C.D. Woelky, Teil 1. Danzig 1884-1887, Nr. 110.

(33) Brünneck, a.a.O., S. 27 Anm. 2.

(34) Straßengerichtsbarkeit は15世紀に入ると騎士(グーツ所有者)の攻撃の対象となり、多くの争いが起っている。Toeppen, M.: Akten der Ständetage Preußens unter der Herrschaft des Deutschen Ordens. Leipzig 1878. Bd. I, S. 241, Nr. 186. II, S. 368, Nr. 247. IV, S. 417, Nr. 276. V, S. 529, Nr. 196.

(35) Brünneck, a.a.O., S. 28 f. Döhring, a.a.O., S. 364, Anm. 157.

1440 フーフエのグート受領者に上・下級裁判権が与えられていたことは、この時期にはまだこの地域における騎士修道会の行政組織が確立していなかったという事情からも説明しうるだろう。<sup>(36)</sup> Komturei Osterode が成立するのはようやく 1340 年頃なのである。

いずれにせよこうして建設された 1440 フーフエの所領の周辺に更に 14 世紀の 20・30 年代に数多くの所領が全く同様の条件で建設され、全体で 3,000 フーフエ以上にのぼる特権的所領群が成立したのである。筆者が別の機会に明らかにしたように、<sup>(37)</sup> こうした例外的な条件による土地の授与はこの時期の騎士修道会がいわば非常手段としてとった政策の結果とみななければならない。騎士修道会はどこでは何よりもまずマソヴィエン、ポーランドに対して南部国境を確保すること以外のことは考えていなかったとみられる。だからこのハンドフェステにおいても Ritter とランデスヘルシャフト、更に Ritter と Untertan の関係についてもほとんど具体的な規定がない。そしてまさにこの点が後に法律上の大きな争点になってゆくのである。

さてハンドフェステだけをみる限り、せいぜい以上の程度のことしか明らかにならない。そこで次に別の史料を探ってこのグートの所有者とランデスヘルシャフトとの関係の変化を探ってゆくことにしよう。

(c) 14 世紀の Landgericht の記録から。

1440 フーフエの後の発展を調べてゆくうえで重要なのは植民以後くり返し公布された原文書の確認文書 Bestätigungsurkunde と、このグート内における所領の一部が売却され、別な条件で新しい所有者のものとなった際にランデスヘルが発布した新しいハンドフェステ、並びにこうした売却・相続等を確認した地方裁判所 Landgericht の記録である。本節ではこのグートとランデスヘルとの法的関係の変化を明らかにする必要上まず最後のラント

<sup>(36)</sup> Plehn, a.a.O., S. 69.

<sup>(37)</sup> 前註 (14) Kapitel V.

ゲリヒトの記録をみることにする。<sup>(38)</sup> 幸運にも我々に残されている Gilgenburger Landschöffenbuch の記録をよんでゆくと、1388年の部分に次のような記載を見出すことが出来る。

In der iarczal unsirs herren IIICCC im LXXXVIII iare amehestindinstage noch deme sontage alz man synget in der heylegin kirchen Oculi mei sempel etc. ist gewest der erwirdige herre, her Johann von Vaffort unser herre Kompthur von Osterode in demehofe czü Virczihuben unde hern Herman Brautlicht den pfleger czü Ilginburg unde dorczẽ ocu eyn lantgeheget din hern Helyman von Usdow der do landrichter ist unde dy scheppin Bundyke von Syboldt, Hannus von Thannenberge, Hannus von Ganshorne, Berthold von Sybolt unde Pecze Bayßen unde Miclus von Hezelecht. Dez quemen dy gemeyne us der XIII<sup>e</sup> huben unde vor lybeten von demehvorgenanten unsirm heren Kompthur czü Osterode unde vor demehlantgehegtem dinge dy mo<sup>e</sup> in den XIII<sup>e</sup> huben, Wy daz sy mit willen wolden eyner uff den anderen uff schaden unde uff fromen ir treffe wo is treffe. Ouch haben sy alle mit enander gelobit vor alle dy jenen us den XIII<sup>e</sup> huben, dy undir des nicht in demehgehegtin land (ding) keginwartig woren.<sup>(39)</sup>

残念ながらここにはラントゲリヒトに集まった Gemeinde の名があげられていないが、これらのゲマインデが互いに結束し相互扶助の関係を結んでいることが解る。ラントゲリヒトには私領主の Untertan は全く訴え出ることが出来なかつたから、<sup>(40)</sup> ここにあらわれた Gemeinde とは 1440 フーフエ内

(38) Ordens Folianten, 89 d. (以下 O.F. と略記) 以下で使用される未公刊史料はすべて Staatliches Archivlager in Göttingen 所蔵のものである。この Schöffenbuch は 20 世紀初頭に Finck von Finckenstein 家から Archiv に入ったもので、長年私的所有物となっていたため保存状態が悪く、判読しがたいところが多い。ゲッチンゲンの Archivar Dr. Conrad 氏の助力によってこうした部分をも明らかにすることが出来た。記して謝意を表したい。

(39) O.F. 89 d, f. 6.

(40) Gause, F.,: Organisatoin und Kompetenz der Landgerichte des Ordenslandes Preußen. AM. 59, 1923, S. 147.

に成立した各 Gut の Inhaber であったとみられる。しかもプロイセン法やポーランド法で Gut をもつ者も 15 世紀前半までは明らかにラントゲリヒトから排除されていたから、これらのゲマインデとはクルム法によって Gut を得たドイツ人あるいはプロイセン人 Ritter であったとみられる。<sup>(41)</sup> ヨアヒムが述べているように、ここから直ちに反騎士修道会活動を想定するにはやや無理があるが、<sup>(42)</sup> プロイセンブントや Eidechsen-gesellschaft の母体となりうる利益共同体が各 Gemeinde 間に作られていたことは明らかである。

そもそもプロイセン全土で Landgericht の記録はこの Gilgenburg と Bartenstein<sup>(44)</sup> にしか残っていないが、そのいずれにおいてもグートの売買、交換、境界の修正、土地所有や相続等に関係したことが扱われ、いわゆる刑事々件は一件も扱われていない。Ritter の反国家的行動やその他の刑事々件の解決には別に不定期に開かれる Ritterbank があり、そこでは Hochmeister の下で裁判が開かれている。だからラントゲリヒトは近代的な概念を使えば Notariats-Ingrossations-und Hypothekenämter für die Grundbesitzer eines bestimmter Verwaltungsbezirks であったことは明らかである。しかし、14 世紀末に騎士修道会が大土地所有者層を分断せんとして土地の強制買取り政策を展開したため、騎士層の不満が激化してゆき、こうしたラントゲリヒトにおける騎士層の不満を Komtur は Hochmeister にくり返し報告している。一見事務手続や民事裁判のみを扱っているようにみえるラントゲリヒトの背後で主として土地をめぐる Herrschaft と Land との激しい対立意識が醸成されていたと考えられる。

また 1384 年 3 月 3 日の記録をみると Heynemann von Usdau, Schöppenmeister Bundike von Seewalde, と 9 人の Schöppen Albrecht von der Thymau, Bertold von Seewalde, Hannus von Tannenberg, Pesche von

(41) Gause, a.a.O., S. 145.

(42) Joachim, E.,: Zur Kenntnis der alten Landgerichte im Ordenslande Preußen. OG. H. XIII. S. 600.

(43) O.F. 89 d には 1384 年から 1519 年までの裁判記録が残されている。

(44) O.F. 86. (1391~1493)

Grodtken, Hannus von Ganshorn, Petsche von Baisen, Rutger von Borchersdorf, Nikolans von Heeselicht, Hannus von Nazewitz <sup>(45)</sup> があげられている。そのうちイタリック体で記した者は皆 1440 フーフエ内に所領をもっている者であり、その他の Thymau, Seewalde, Grodtken 等も 1440 フーフエの外にはあるが、全く同様な条件でハンドフェステを得ている所領なのである。特に Haynemann von Usdow は 1440 フーフエ内の中心的所領のひとつ Usdow の持主であり、長年の間ラントリヒターをつとめ、その家族は 1440 年まで同じ地位にあった。ラントゲリヒトにおいてはヘルシャフトの代表たる Komtur も出席しており、彼がラントリヒターを任命したとされている。<sup>(46)</sup> Komtur はラントゲリヒトにおいては審理を監視し、場合によっては Schöffen の判決に何らかの助言を与えることもあったし、ときには判決を修正することすら出来た。<sup>(47)</sup> ラントゲリヒト自体がヘルシャフト側から作られたものである以上、こうした Komtur の権限は格別特殊なものではないが、それだけに 1413 年から 1469 年の間、ギルゲンブルグのラントゲリヒトに Komtur が全く出席していないという事実はこの時期におけるラントゲリヒトの政治的な性格を如実に示している。実にシュテンデ運動の主たる担い手であったプロイセンブントの活動はラントリヒターやその他の有力な人々によるものであり、ラントゲリヒトはこの頃反ランデスヘル的組織として編成されていたのである。<sup>(48)</sup> 1440 フーフエの大所領は相続その他によって細分化されていったにも拘らず、その内部にはこの地方の有力な騎士達が数多くの所領をもち、この地域の政治的活動の中心であった。

(45) O.F. 89 d.

(46) Gause, a.a.O., S. 239 f.

(47) O.F. 89 d, 399 a. Wer sache irkeiner von den vorgeantent ... im einem virteil addir halben iar hirein gewenne und en dunken sein wurde encherley kurtze der rechenschaft halben geschege sal unserenn gnedigsten herrn darumb besuchen alsz dann sal ime kein rechte geweigert werden.

(48) Schulz, F.,: Das Landgericht und die Eidechsen-gesellschaft, AM. 13, 1876, S. 372.



## (d) 更新文書。

ところで1321年の原文書は戦争のために失なわれたので、騎士修道会総長 Michael Kuchmeister は1418年に更新文書を出している。<sup>(49)</sup>これは元来エルビングの Stadtarchiv にあったもの(B)で、Preußisches Urkundenbuch Bd. II. S. 270 以下に再録されている。しかるにこの Urkunde の写本は他にも数多くあり、15世紀の写本としては O.F. 95. fol. 39 v (B'), また16・7世紀の写本としては Op. F. 120, f. 419, Op. F. 179, f. 66, Op. F. 180, 10. 更に OBA には1486年の確認文書の Transsumpt Op. F. 120, f. 453, Op. F. 121, fol. 51 等がある。あとで述べるようにこれらの写本を比較してみると原本との異同よりは写本作成時の附加条項に興味ある事実が浮び上ってくる。だがここではまずさしあたってこれらの数多くの写本の作成はプロイセンにおいては決して恣意的に行なわれたのではないことを確認しておかなければならない。プロイセンにおける史料はその多くがすでに14・15世紀に Ordensarchiv に収蔵されていたものであり、<sup>(50)</sup>写本の作成はまさにそれぞれのハンドフェステがまだ法として通用していたことを意味している。1440フーフエのグートに関しては、更にひとたび細分化したかつての所領を再び統合せんとする努力が働いていた。<sup>(51)</sup>ヘルシャフトは原文書に限定を附さねばならない場合または現実に所領の分割・売却等が行なわれた際、もし個々の Ortschaft の特権内容に変更があった場合には更に別箇の独立したハンドフェステを作成している。1418年に Kuchmeister が更新したハンドフェステには次のような留保条項が附加されている。これは Transsumpt につけられたものであるから Urkundenbuch 編集上の原則にしたがって Pr. UB.

(49) Conrad, a.a.O., S. 562 f.

(50) Forstreuter, K.: Das preußische Staatsarchiv in Königsberg. Ein geschichtlicher Überblick mit einer Übersicht über seine Bestände. H. 3, 1955, ders. Das Staatsarchiv Königsberg als Quelle für die allgemeine Geschichte. Hamburger Mittel-und Ostdeutsche Forschungen. Bd. VI, 1967, S. 9 f.

(51) Meye, H.: Das Rittergut Heeslicht. Ein Beitrag zur Geschichte des ländlichen Grundbesitzes in Preußen. Prussia 27, 1927, S. f.

Bd II. には収録されていない。<sup>(52)</sup>

Boben desse vorgeschrebin begeren wir czu wissen alle kegenwertige und czukunfftige, das sunderliche und nemliche gutter us den virczehnhundert und virczig huben gekowfft und usgesundert sien, dy dach andirwerth czu dinste sien usgegeben, dyselben dy alreit seyn von den also usgesundert und usgekowfft, sullen gebruchen und erer gutter sich frahen czu den besundern dinsten rechten und freyheiten, als sie mit den begnadet sien adir als in dy von nuwes itczund sien adir nach vorschrebin werden.<sup>(53)</sup>

Küchmeister がこうした留保条項をつけた背後には、すでに 1440 フーフエの一部分が騎士修道会の 大土地所有分断政策のために、より劣悪な条件で個別的に別の特許状を得ているという事実があった。すでに 1411 年には Hochmeister Heinrich von Plauen は 1440 フーフエ内にあった Frödau の 44.5 フーフエを Albrecht von Wittigwalde に クルム法ではなく マグデブルグ法で与えている。<sup>(54)</sup> Albrecht はそこから 1 Platendienst (軽装備軍役) と 2 頭の牡馬を出し、他に Rekognitionszins として 1 Krampfund の Wachs と 1 Köln. Pfennig、また 1 プフルーク当り 1 シェップェルの小麦、1 シェップェルのライ麦を Pflugkorn として出す義務を負っている。即ちここでは 1440 フーフエの特許状よりも劣悪な条件で個別的に書きかえられているのである。1419 年には同じく Küchmeister は Bergling (1440 フーフエ内の) の 20 フーフエを Hans Pfeil に マグデブルグ法で与え、そこからも同様な

(52) そもそも Urkunde 編集の方針に問題がありはしないだろうか。原本至上主義を貫くことはたしかにひとつの方法ではあるが、歴史研究者の側からみると、それでは困る面が出てくる。Transsumpt につけられた追記や説明についても何らかの形で全文ではないにせよ、案内がほしいものである。Koeppen, H.: Das preußische Urkuudenbuch. Probleme einer Urkundenedition, in „Der Archivar“ Mitteilungsblatt für deutsches Archivwesen. H 2/3, 15 Ag. 1964, S. 277 f. でもその点は触れられていない。

(53) Conrad, a.a.O., S. 567.

(54) Original Pergament. (以下 Or. Pergt と略記) XXIV, 9, Regesta II, 1705. Kętrzyński, W.: O Ludności Polskiej w Prusiech niegdyś Krzyżackich. we Lwowie 1882, S. 296.

義務が要求されている。<sup>(55)</sup> 1433 年にも総長 Paul von Rußdorf は Sander von Roggenhausen に 1440 フーフエ内の Rauschken の 30 フーフエと Lehwalde の 10 フーフエを同じく マグデブルグ法で与え、ここでも同様な義務並びに Burgenbaudienst が課されている。<sup>(56)</sup> 以上はいずれも個別的な売買に基く所領の移動とみられ、それを騎士修道会がハンドフェステの交付によって承認したものであった。このような例は極めて多いというわけではないがしばしばみられ、Gilgenburger Landschöffenbuch には売手が買手に対して騎士修道会からハンドフェステの交付を約束しているというケースがかなりある。<sup>(57)</sup> ただこの場合にはマグデブルグ法への転換が行なわれているから、単なる売買ではなく、ランデスヘル<sup>(58)</sup>の干渉がかなり及んだ売買であったとみられる。こうして 14 世紀末から Komturei Osterode において激しく展開していた大土地所有分断の政策を騎士修道会は 1440 フーフエの一部においても 15 世紀初頭には敢行していた。1397 年頃に Komtur Hans Schönfeld が Komturei Osterode 内で総額 2,566 Mark にもものぼる土地を買入れ、<sup>(58)</sup> ランデスヘル<sup>(58)</sup>の Zinsdorf に転化したが、こうした騎士修道会の政策は騎士層に大きな抵抗を生まざるをえなかった。同じ時にプロイセンにおいて最も商品生産の展開が早かったクルム地方並びにオステローデにおいて Eidechsen-gesellschaft が結成されたのもこうした背景のうえにおいて考えなければならない動きのひとつであったのだらう。ここで注目しておかなければならないのは、これらの分割所領がクルム法ではなく、マグデブルグ法で与えられている点である。

マグデブルグ法は元来 Dienstrecht と vasallistisches Lehnrecht の混合した法として Olmütz で成立し、1340 年以後即ち総長 Dietrich von Altenburg の時にプロイセンに導入されたものである。<sup>(59)</sup> この法は特に相続に関してクル

(55) Ostpreußische Folianten. (以下 Op. F. と略記) 120 f.

(56) Op. F. 120 f. 441 v.

(57) O.F. 89 d. 181 a, 187 d, 94 a, 156 c, 397 b, 150 b, Gause, a.a.O., S. 217.

(58) Das Große Ämterbuch des Deutschen Ordens. hrsg v. W. Ziesemer, Neuausgabe 1968, S. 322 f.

(59) Brünneck, : a.a.O., Bd. II, S. 82 f.

ム法と決定的に異っていた。マグデブルグ法においては子供とそれに次ぐ血縁のみに相続権があり、その他の縁者は相続から除外されていた。しかも初期には騎士修道会は男系にのみ相続権を認めていたのである。だからある Gut の所有者が息子を残さずに死亡したときは、最初に Gut を受けた者の直系に当る男系縁者が、残された子女を養育する義務を負って相続をすることになっていた。したがってこの法においては、騎士修道会には Heimfall のチャンスが極めて多かつたし、その上相続の際相続人がいようとしまいと動産の一部は修道会の手に入ることになっていた。<sup>(60)</sup> こうした法が部分的にせよ施行されるようになった 1340 年代は、まさに総長の下への中央集権化が激しく進行しつつあった時期であり、20 年代の譲歩に対する反動が Handfeste の条件の悪化、マグデブルグ法の施行という形であらわれていた時期なのであった。

しかし以上のような ランデスヘルシャフトの反撃、更に 15 世紀にくり返される 1440 フーフエ・グート内の各所領の相続による分割、所有者の交代、売買による分裂等にも拘らず、この所領の全体を包括する法的特権はランデスヘルに対する騎士達の拠り所として 15・6 世紀においても法として生きつづけていたことを忘れてはならない。<sup>(61)</sup> と同時にランデスヘル側でもこのハンドフェステに記された Dienst は 1540 年においてもまだそのまま徴さるべきものとして確認されているのである。すでに述べたように、写本が作成されたことが、それだけですでにそのハンドフェステがヘルシャフトとラントとの間で法としての有効性をもっていたことを示しているのである。こうした例は極めて一般的であって、例えば 1333 年に 1440 フーフエと全く同じ条件で与えられた 200 フーフエに関するハンドフェステは 1480 年にも Ihan Schyrau その他に更新されている。<sup>(62)</sup> ところがこの 200 フーフエ内に成立して

(60) Bookmann, H.: Zu den politischen Zielen des Deutschen Ordens in seiner Auseinandersetzung mit den preußischen Ständen. (Jahrbuch für die Geschichte Mittel-und Ostdeutschlands. Bd. 15, 1966, S. 57 f.)

(61) Op. F. 911 a, 9.

(62) O.F. 97 b. 226, Op. F. 120, 369 b-370 a.

いた Mühlen, Ganshorn, Thyman, Schölnau, Preußen の各集落においてはすでに 14 世紀末から 15 世紀にかけて所領の部分的または全体の売却によって細分化しているのである。<sup>(63)</sup>このようにみてゆくと、個々の集落またはその一部が例え相続によって分裂し売却によって所有者を代えようとも最初にこのグート全体に関するハンドフェステとして作成された原文書とその写本自体はランデスヘルに対しては常に生きたものとして示されていることが解る。いふならばランデスヘル以外のどのような人の手に所領の一部が入ろうとも、15 世紀中葉以降のプロイセンにおいては、これらのグートの所有者が常にランデスヘルに対して自らの特権を主張しうる程のまとまりをみせ、その限りで古いハンドフェステを法として存続せしめたのである。だからヴェンスクスらが初期の大土地所有がすぐに分裂してしまったから、プロイセンにおける Herrenstand の成立は 14 世紀まではみられなかった、と述べる時<sup>(64)</sup>、そこでは大土地所有と Herrenstand が即物的に等置され、ランデスヘルシャフトの内部から特権によってヘルシャフトを浸食してゆくこれらの Ritter の役割があまりに軽んじられているのである。1440 フーフエのグートにしても元来利用しうる面積は僅かなものでしかなかった。<sup>(65)</sup>1440 フーフエ・グートの最大の特徴はその広さだけでなく、これだけの広さの所領がまさに volles Eigentum として与えられ、他に多くの例を生むきっかけになった点にある。それらの特権が法として生きつづけた限り、常にランデスヘルシャフトにとっては危険な Herrenstand の母体が温存されていたことになる。このことは 1440 フーフエのハンドフェステを例として同じ条件で数多くこの地域に成立した所領群が Eidechsen-gesellschaft やプロイセンブントなどの大規模なシュテンデ運動の基盤となっていたことから明らか

(63) Hartmann, E.: Der Kreis Osterode. Daten zur Geschichte seiner Ortschaften. Würzburg 1958, S. 390 f. 128 f. 580 f.

(64) Wenskus, R.: Das Ordensland Preußen als Territorialstaat des 14. Jahrhundert. in „Der Deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert. Vorträge und Forschungen, XIII, 1970.“ S. 378.

(65) Plehn, a.a.O., S. 52. 拙稿, ハンドフェステに関する一考察・14 世紀ドイツ農村の法・一橋論叢, 48 巻 4 号, 1963 年。

かであろう。

#### (4) Dienstgut の社会的構造

##### (a) 同時代史料と集落形態

ところで次に Dienstgut に関するこれまでの研究では全く未開拓の分野、即ちその内部構造を明らかにする作業が残されたことになる。この点についてはグートのおかれている地域と建設年代によって大きな違いがある。西プロイセンのグートにはドイツ農民村をそのなかに包含しえたものも多く、この場合にはプレーンやヴンダーがいうようにグート内の集落は初期はともかく、後には Hufenzinsdorf とそれ程の差がなかったということもいえるであろう。だが西プロイセンには元来大規模な特権的グートは少なく、13世紀の中葉に作られた Dietrich von Tiefenow や Dietrich Stange らの例外的に大きな所領も初期の現象にすぎず、しかもケチュケが述べているようにプロイセン集落の上に君臨する Fremdherrschaft だったのである。<sup>(66)</sup> すでに述べたように 1440 フーフエのグートはひとつの法的特権団体としてのまともは長い間維持してはいたものの、その内部は 29ヶ所の、最大 80 フーフエのグート群からなっていた。このグートの代表たる Peter von Heeselicht は自ら 80 フーフエのグート (Heeselicht) に住み、そこに教会を建て、周辺に支配圏を広げていった。<sup>(67)</sup> そして、1328年の 200 フーフエ、1338年の Steffenswalde、1335年の Gr. u. Kl. Lensk などへのハンドフェステにも証人として登場し、この地方きっての有力者であったことを示している。彼は 1369年に Alde-Henkowycke と共にクルム法で、Klentskau の 9 フーフエを Lehnsman Bartholomeus に与えている。<sup>(68)</sup> こうした例から Peter らが Lehnsman をしたがえた地方豪族として成長していたことは明らかである。すでにみたように 1374年には Hannus von Heselicht はラントゲリヒトの

<sup>(66)</sup> Köttschke, P. R.,: Das Unternehmertum in der Ostdeutschen Kolonisation des Mittelalters, Diss. Leipzig. (Bautzen) 1894, S. 25 f.

<sup>(67)</sup> Plehn, a. a. O., 68, Meye, a. a. O., S. 5.

<sup>(68)</sup> Op. F. 120, 526 v. Plehn, a. a. O., S. 74 f.

最初のラントリヒターになっているし、1384年、1388年には Niclos von Heeselicht が Landschöffen の一人となっている程である。

ところで1440フーフエ内に成立したグートの経営はどのようにして行なわれたのだろうか。残念ながらこの点に関する研究は全く遅れている。サッセン地方については、ワイゼはこの地が決して古プロイセン人の Landschaft<sup>(69)</sup>ではなく、その名称すらザクセンに由来するとし、この地域の植民はまさに騎士修道会の手になるものであり、その直前にはプロイセン人はほとんど存在していなかったと述べている。勿論かつては原住民はいたのだが騎士修道会の入植の直前に Boleslav III. von Krzywousty がガリンデンを絶滅し、そのときにサッセン地方のプロイセン人も絶滅させられたとみているのである。<sup>(70)</sup>しかしそう簡単にいいきってよいのだろうか。<sup>(71)</sup>この地方には古プロイセン人の Wehranlage<sup>(72)</sup>が数多くあることからみても、又以下に述べる理由からみてもプロイセン人が全滅していたとは考えられない。そして私がそう考えるにはふたつの根拠がある。

ひとつは1321年のハンドフェステに記されている次の文章である。

Wir vorlyhen in ouch, ab sey icht besetzen ire gutte czu Prewschem rechte, das sie dy bynnen demselben rechte lassen blieben und das sy dy richten mogen mit sogetanem rechte, als wir andirn<sup>(73)</sup> unsirn leuten halden in demselben rechte.

勿論、この文章だけから原住プロイセン人集落の存在を主張することにはやや無理があるが、<sup>(74)</sup>ハンドフェステの作成者が原住プロイセン人集落の存在

(69) Weise, E.: Ost-und Westpreußen. Handbuch der Historischen Stätten. Stuttgart 1966. S. 199 f.

(70) Łowmianski, H.: Prusy Pogańskie. Torun 1935. S. 17.

(71) Kętrzyński. S. 367. W Powiecie ostródzkim spotkamy już przy rozpoczęciu kolonizacji liczne osady pruskie, które dowodzą, że północna część ziemi saskiej nie była całkiem ogolona z pierwotnych mieszkańców.

(72) Crome, H.: Karte und Verzeichnis der vor-und frühgeschichtlichen Wehranlagen in Ostpreußen. Altpreußen. Vierteljahrschrift für Vorgesichte und Volkskunde. Jg. 2, 1937, H. 3, S. 120 f.

(73) Pr. UB. Bd. II. S. 272.

(74) Plehn, a.a.O., S. 81.

を前提としていることはこれらにクルム法ではなく、プロイセン法が確認されていることから明らかである。この時代にプロイセン人を移住せしめる際には、多くの場合クルム法が与えられるのが常であった。勿論ドイツ人騎士や騎士修道会がドイツ農民を少数とはいえクルム・ポメサニエン地方から呼びよせたように、サッセンに Dienstgut をえたプロイセン人 Freie もプロイセン農民を呼びよせたかもしれない。しかしサッセンの広大な地域がそうしたドイツ農民やプロイセン農民の再移住によって埋められたと考えるのはデーリングやワイゼのあまりに民族意識濃厚な 20 世紀前半の ヴェルサイユ体制前後の政治的対立の空気のなかから生まれた考え方であって、<sup>(75)</sup> 事實は不可能なことであった。筆者が別の研究で明らかにしたように、Komturei Osterode においてはドイツ人村はほんの僅かしか存在していなかったのである。もしこれらの大所領に数多くのドイツ人村がロカトールの手を経て建設されていたならば現在知られているよりもはるかに多くのハンドフェステがこうした私領主の支配下に入った村についても残存している筈である。ドイツ農民はロカトールを通して移住条件をあらかじめ示されてから、はじめて移住したのだし、その条件はハンドフェステとして残されるのが常だったからである。勿論私領主の作成したハンドフェステは本来ならランデスヘルたる騎士修道会の文書庫には入ってゆかないのだが、それが後になってかなりそこに見出されるのは、次のような場合が多い。即ち、すでに述べたランデスヘルの手を経た売買のケース以外は、多くの場合 16 世紀になって農民の地位が悪化した際に農民と領主の間で争いが起り、その際に例えばサッセンの 400 フーフエ内に成立した Gröben 村の漁業権をめぐるラントゲリヒトで展開された争いのなかでみられるように 1328 年の 400 フーフエのハン

(75) Krollmann, Chr.: Zur Besiedlungsgeschichte und Nationalitätenmischung in den Komtureien Christburg, Osterode und Elbing. Zeitschrift der westpreußischen Geschichtsvereins. 64, 1923. S. 24. マズール地方に接するこの地域は古くから民族が混合している焦点であって、Kętrzynski, Döhring, Weise らはこの地域におけるドイツ人、ポーランド人の数的優位を確認しようと努力してきた。いわば学問研究が特定の政治的目的のために営まれてきたのである。



ドフェステや私領主の作成したハンドフェステが引合いに出され<sup>(76)</sup>、その結果ラントゲリヒトを通して中央文書館にこれらの文書が入ってゆく、というような場合が多い。ところで16世紀にはほとんどすべての村でこうした争いが展開されているから、少くとも16世紀の写本のなかには個々の村に与えられたハンドフェステについても(それが存在していたならば)言及されてしかるべきなのであるが、そういうケースはプロイセンフライエの村についてはほとんどない。多くの場合彼らの法的拠り所は14世紀に彼らの先祖が得た Dienstgut に関するハンドフェステなのである。こうした史料の残存状態からみて、Dienstgut のなかに前から存在していたか、あるいは新たに設置されたプロイセン人の村についてはハンドフェステは作成されず領主の農民に対する権限には法的規制が成文化した形では存在していなかったとみてよいだろう。ドイツ農民のフーフエ村に関するハンドフェステが残っているのはドイツ農民を移住させるにはそれだけの法的保証を与えない限り不可能であったからであり、私領主支配下のドイツ人のフーフエ村における農民の権利義務がランデスヘル直属の Zinsdorf と本質的に違いないのはこういう事情からして当然のことなのである。だからヴンダーやプレーン<sup>(77)</sup>らが私領主支配下の村とランデスヘル直属村の条件を同じとみているのも、ドイツ人のフーフエ村に限定したうえでの話であることを確認しておかなければならない。

更に以上のような推定を支え、Dienstgut 内のプロイセン集落の存在を確認するもうひとつの事実としてジードルングのあり方、即ちいわゆる Doppelgut の存在が問題になる。Doppelgut とは二つの、多くは隣接した異った Siedlungsformen の Ortschaft が多くの場合同一人の手にあるものをいい、ヴェンド人定住地以東の東ドイツにはいたるところに見出されるものである。それは Groß-und Klein Gröben というふたつの集落の名称に

(76) Hartmann, a.a.O., S. 173.

(77) Plehn, H.: Geschichte des Kreises Straßburg in Westpreußen. Leipzig 1900. S. 43. Wunder, a.a.O., S. 67.

みられるように名前から直ちに明らかなものもあるし、実証的な地域史研究の結果 Doppelgut であることが解る場合も多い。いずれにせよ Groß=und Klein Ortschaft においては Klein の前綴をもった集落は常に原住民即ちここでは原住プロイセン人の集落であり、Groß の前綴をもつ集落は植民村である、と一般に言われている。ところで Komturei Osterode においてはこれらの Klein という前綴をもった Ortschaft の大部分は後に Vorwerk に転化しているのである。モルテンゼン夫妻も異なった理論的前提からではあるが、プロイセン全土について同様な結論に達している。<sup>(78)</sup> 一例をあげれば Gr. Gröben, Klein Gröben はサッセンの 400 フーフエのグート内に成立した集落であり、<sup>(79)</sup> Groß Gröben はこのグートの代表たる Hans von Otatz が私領主としてロカトールに建設させた植民村であって、ハンドフェステも残されている。(このことは 14 年の免租期間が与えられていることから明らかである)。しかるにそれと並ぶ Klein Gröben には古来の Ringwallanlage があり古くからのプロイセン人村であったことが解っている。<sup>(80)</sup> 同様な例は枚挙にいとまがないほど多数みられる。Thierberg=Lubainen も同様に典型的な Doppelgut であり、前者は 15 世紀に騎士修道会の Hufenzinsdorf となり、後者は典型的な Gutsdorf をもった Vorwerk となっている。Gutsdorf は道路の片側にだけインストロイテのための家が並んでいる点が特徴的であった。Arnau=Mörten はいずれもクリストブルグの Edelingsfamilie Tessimiden の出身で騎士修道会を支持したプロイセン人 Glabune と Glausote に Marienfeld と共に与えられたものだが、<sup>(81)</sup> 後に騎士修道会が買取り、Arnau はその Zinsdorf, Mörten は Vorwerk となった。<sup>(82)</sup> その他多く

(78) Mortensen, H. u. G.,: Die Besiedlung des nordöstlichen Ostpreußens bis zum Beginn des 17. Jahrhunderts. 2 Teile, Leipzig, 1937. u. 1938. Teil 1. S. 25 f. しかしモルテンゼン夫妻は Doppelgut にはふれていない。

(79) Meßtischblätter. Nr. 1182.

(80) Schnippel, a. a. O., S. 74. Hartmann, a. a. O., S. 176.

(81) Schnippel, a. a. O., OG. X, S. 84. OG. XIV, S. 584.

(82) Schnippel, a. a. O., S. 28. Müller, J.,: Osterode in Ostpreußen. Darstellung zur Geschichte der Stadt und des Amtes Osterode. 1905. S. 16.

の集落が元来は Doppelgut であったことがシュニッペルの研究によって明らか<sup>(83)</sup>にされている。

こうした Doppelgut の分析から、この地域に植民を行なったドイツ人騎士や改宗した高位のプロイセン人は自らの居住地としては古プロイセン人集落に隣接した土地を占拠し、それと並んで必要かつ可能な場合には新しいドイツ人村またはプロイセン人村を建設させた、と考えられる。初期の植民者は当然のことながらどこでも Eigenbetrieb を行なう以外に生計の道を立てることが出来なかったものであり、しかも原住民からの貢納は不確実かつ僅かしか期待出来なかったので、もっぱらその労働力を原住民から徴収するしかなかった。彼らが騎士であった限りでその労働力の徴収は常に武力の威嚇のもとに行なわれたのである。騎士修道会が長年にわたる戦ののち、ようやくプロイセン人を征服し支配者としてのぞんだという事情を考えてみるならことは明瞭であろう。ようやくドイツ人村が免租期間を過ぎ、安定して以後はじめて Ritter はその Eigenbetrieb を放棄することが出来たのであるが、多くの場合は様々な理由でそれは放棄されず、後まで残存していった<sup>(84)</sup>。しかしこれらの Vorwerk はまだ 10~20 フーフエにすぎず、規模は小さい。16世紀末から 17 世紀にかけてはじめて大規模な Vorwerk の拡大がはじまるのだが、その場合も植民時代からの Vorwerk が多くの場合に出発点をなしているのである<sup>(85)</sup>。デーリングはシュニッペルがヴェンド人定住地域以東の東ドイツに一般的な現象として認めている Doppelgut の構造に関する見解は Komturei Osterode についてはあてはまらなると述べて、ここでは Groß の前綴をもつ Ortschaft はランデスヘル又は私領主の Zinsdorf に、したがって農民定住地になったが、Klein の前提をもつ Ortschaft は Vorwerk であって騎士修道会又は私領主の Eigenbetrieb であり、隷属するプロイセン人、ポーランド人あるいは Gärtner の労働力によって耕されていた、

(83) Schnippel, E.: Siedlungsgeographie des osterodischen Gebietes. Altpreussische Forschungen. V, 1928. S. 5 f.

(84) Heinz von zur Mühlen, a.a.O., S. 85 f. Plehn. a.a.O., S. 78 f.

(85) Plehn, a.a.O., (Geschichte des Kreises Straßburg) S. 43.

と主張している<sup>(86)</sup>。しかしこの点はオステローデ以外の旧スラヴ人定住地域への植民においても同じであったとみられる。初期の植民を行なった騎士達は植民村の免租期間の間に自らの生活を維持するためにも既存のスラヴ人集落民の労働力に依存する *Eigenbetrieb* を営まねばならなかったのであり、*klein* の前綴をもつ *Ortschaft* はまさにそのようなものなのであった。ただ西プロイセンにおいては比較的早くからドイツ農民の植民村が数多く建設され、*Ortschaft* の構造上の違いが目立たなくなっていた点がサッセンにおける事情よりも多少経過が早く進行した点で違っていたにすぎないのである。デーリングの見解で問題なのはこうした労働力がどこから来たのか、という点である。デーリングも認めているようにこうした土地の耕作はプロイセン人の労働によるしかなかったのだが<sup>(87)</sup>、デーリングやワイゼの考えているようにこの地にプロイセン原住民がほとんどいなかったとしたなら、その労働力の出所が問題にならざるをえない。筆者が別の機会に明らかにしたようにフーフエ村のハンドフェステを検討してもその農民の *Scharwerk* は定量しかも僅かであり、数多くの *Vorwerk* を耕すには到底足りなかった。何よりも14世紀にはフーフエ村自体は僅かしか建設されていなかったのである。更にもしこの地に原住プロイセン人がいなかったとした場合、何故新しく植民を行なった騎士達は *Klein, Groß* という名称を使ったのだろうか、その内容は彼らの *Heimat* においてすでに十分知られていたものだったのである。

私領主のグート内に包含されていた原住プロイセン人の存在はデーリングの議論でも明らかなように全く無視されてきた。又彼らに関する直接の史料は全く残されていないのである。ようやく15世紀の *Landesordnung* の

(86) デーリングもサッセン地方にプロイセン人が多かったことは認めなければならなかった。Döhring, a.a.O., S. 107.

(87) シュレスヴィッヒ・ホルスタインでも植民の際に屈服せしめられた原住民の子孫が不自由民として *Gesinde* の供給源をなしていたのである。Sering, M.,: *Erbrecht und Agrarverfassung in Schleswig-Holstein auf geschichtlicher Grundlage*. 1908. S. 244 f.

なかでプロイセン人一般に対し都市に居住し、都市内で働くことを禁ずる条項があらわれ、言及されはじめるにすぎない。<sup>(88)</sup>しかしその存在を考えなければそもそも Gut の形成がありえなかったものとして、初期からプロイセン社会構成の最も重要な要素として彼らの労働力の存在を確認することが出来る。いくつかのケースにおいては我々は更に直接的な証拠も見出すことが出来る。

同じく Komturei Osterode にあった Marienfelde の例をみよう。この Gut はすでにみたように 1329 年に Arnau=Mörlen と同時にプロイセン人に与えられたもので、かつては私領主の Gut であった。14 世紀末にオスラローデの Komtur はこの Gut を 836 マルクで買い取り、<sup>(89)</sup>その結果 1437 年の Großes Zinsbuch ではランデスヘル<sup>(90)</sup>の Zinsdorf に数えられている。こういう Gut についてはランデスヘル<sup>(90)</sup>の文書庫にハンドフェステが入るため、その後の経過も明らかになっている。即ち 1428 年に総長 Paul von Rußdorf は Niclos と Jorge の兄弟に 7 フーフエをプロイセン法で与え、他の住民と同様な Gebühr を支払うことを定めている。この事実には二つの解釈が可能である。即ち Glabune, Glausote 両名はかつてこの所領をクルム法で受けたが、その支配下にあった Untertan (プロイセン人) はプロイセン法を与えられており、それが 1428 年に総長から確認された場合と、もうひとつの可能性は、元来は農民もクルム法で土地を得ており、それが 15 世紀の一般的衰退のなかでプロイセン法に悪化していった場合とである。この場合は第一のケースとみなしなければならない。プロイセン法からクルム法への転換は容易に行なわれたが、その逆の例はまずみられないからである。更に他の住民と同様な Gebühr を支払うという条項から明らかのように、この村は騎士修道会の支配下においてもプロイセン法で組織されていたのである。従って私領主の Gut であった時代にも Glabune と Glausote は自分達と騎士修道会

(88) Akten. Bd. 1. S. 104. Nr. 72. Bd. III. S. 84. Nr. 44.

(89) Das große Ämterbuch. a.a.O., S. 323.

(90) Das große Zinsbuch des Deutschben Ritterordens, Marburg 1958. S. 81.

との Dienst の関係はクルム法で結びながらも自らの Untertan との関係はプロイセン法で結んでいた、とみななければならない。更にこの村について特徴的なことは 1470 年に総長 Heinrich von Richtenberg は Niklos Sperling にこの村の 100 フーフエを村長, Pfarrer と共に, マグデブルグ法で与えていることである。騎士修道会は直轄の Zindorf すら維持出来なくなってこの村を手離したのだが, その際にマグデブルグ法を与え, Heimfall のチャンスを残そうとしていた<sup>(91)</sup>のである。いわばこの村はプロイセンにおける Gut が辿った典型的ななりゆきを示しているともいえよう。

(b) 16 世紀の史料から。

以上で Gut の初期における集落形態とその支配関係についてはある程度の見通しが立ったが, その構造, 即ち早くから Vorwerk に転化した Ortschaft と Vorwerk に転化しなかった Ortschaft におけるプロイセン原住民相互の間における階層関係並びにそうした関係の変化については 14・5 世紀の史料からは全く解らない。しかるに 1540 年の Dienstverzeichnis によってようやくこの時代の Gut の構造とその転換を探るひとつの緒口をつかむことが出来る。本稿執筆のために指定された紙面がとうにつきてしまったため, ここでは Staatliches Archivlager in Göttingen 所蔵の Op. F 911 a 9 を使って一応の見通しを与えておくにとどめなければならなくなった。

Kammeramt Gilgenburg に関する Dienstverzeichnis は大別すると二部に分れており, 前半では 1440 フーフエのグートの所有者に関してそれぞれ所有フーフエ数と Dienst 数とが明記されており, 後半ではこの Amt 内で 1440 フーフエ以外のグートをもつ者について同様の記録がなされている。興味深いことには 1440 フーフエに関しては Diese edelleut sitzen in den XIII<sup>c</sup> und XL huben という表題がつけられているのに対し, その他の所領については Volgen die dienste der andern von addel und freyhen im Gilgenburgischen so sicht seint in der XIII<sup>c</sup> und XL huben となっており, これらのグートに Adel と Freie との違いがあったことを示している。

(91) Hartmann, a.a.O., S. 367.

Adel とされている者には個人名が附記されており、他の者はただ freyhen となっているにすぎない。14 世紀においては Freie はドイツ人、プロイセン人を問わず、事実上はともかく少くとも法的には対等なものとして史料にあらわれてくるが、15 世紀に入ると Große Freie と Kleine Freie との差が生じてくる。それは Burgenbaudienst の有無、上級裁判権の有無、更にそうした点に基いて Scharwerk が課されるなどの実質的な社会的差別を生んでいた。Große Freie は 15 世紀にはすでに Ritter und Knecht として登場し、Stände の構成員をなしていたが、Kleine Freie は Adel と Bauer の中間的な位置を占め、まだ不安定な状態であった。16 世紀に入ると Große Freie も分解し、Edelleute, Große Freie, Kleine Freie と三層に分化してゆく。この頃の Große Freie は Scharwerk がない点で Kleine Freie と区別されていたにすぎず、Adel には数えられていなかった<sup>(92)</sup>。この Dienstverzeichnis を分析すると更にいろいろ興味ある事実が判明してくるのだが、それは後日にゆずり、ここでは Dienstgut の構造に問題をしばって簡単にまとめておくことにする。

まず 1440 フーフエに関するこの史料の記載の仕方は三つに分けられている。例をあげれば (1), Jacob Kikoll zu Gardienen, 80 huben, 2 Platendienst .... と Edelleute の所有フーフエ数と Dienst 数が示され、次に (2), Pavel und Bartolt Grott, Jankowitz, 40 huben, 1 Platendienst seint freyhen という形式の記入の仕方があり、最後に (3), die freyhen von Schönkau 60 huben という形式がみられる。数的には (1) と (3) が同じ位で (2) は少ない。このことから 1540 年頃には 1440 フーフエ内の Dienstgut の所有者にも三つのグループがあったことが解る。(1) は Edelleute であり、(2) は 16 世紀になって分化していった Große Freie であったとみられる。個人名の全く出てこない (3) は Kleine Freie に相当するものであったと考えられ、彼らは一般にかなり大きな Einzelhof の集合体としての、まとまりのルースな集落を複数で形成し、そこから共同で Dienst の義務を負っていたか

(92) Wunder, a.a.O., S. 116.

ら、個人名は大きな意味をもたなかったのである。しかし1440フーフエのグートは1540年においてもひとつの法的共同体であったから、その内部における社会的分化にも拘らず、この史料においては特別の扱いを受けている。だから社会的分化の例はむしろ、1440フーフエと同じ条件で建設された他の Gut に求めた方がより明瞭となる。

前節に例としてあげた Marienfeld はこの Op. F. 911 a 9 においては次のように記されている。

1 tuchtigen dienst die von der Gabelentz mit den freyhen zu Marienwald, haben LX huben zu beyden kunden.<sup>(93)</sup>

ここでこの Marienfeld が Doppelgut Arnau=Mörten と共にハンドフェステを得ながら、前者から離れたところにあったことを想起しなければならない。すでに1400年には „pfarrer czu Marienfeld” が言及されていることからみてもこの村は少くともこの時点ではキリスト教に改宗したプロイセン人フライエの村であったと考えられる。騎士修道会による買入れと教会の建設とどちらが先であったかは知る由もない。しかしいずれにせよこの村は Vorwerk の Untertan と比べて相対的に独立したフライエの村であったとみなければならないだろう。こうして Glabune, Glausote の二人のプロイセン人騎士は Doppelgut の他にも Marienfeld を自らのグルントヘルシャフトの下に包括していたとみられる。<sup>(95)</sup> ところで1400年頃に騎士修道会がこの村を買入れたことによってフライエはランデスヘルに直属することになった。その結果1437年の Großes Zinsbuch には次のように記されている。

Margenfelde hat 43 czinshaftigen huben, die hube czinset  $\frac{1}{2}$  M. Summa 21 $\frac{1}{2}$  M. der sien 27 wuste, summa dovor 13 $\frac{1}{2}$  M. item so bleiben noch 16 huben, die dis jar sullen geczinst haben, die hube

<sup>(93)</sup> Op. F. 911 a. 9 の2.

<sup>(94)</sup> Hartmann, a.a.O., S. 359.

<sup>(95)</sup> プレーンは Freigüter はすべてランデスヘル直属である、と述べているが、そうとばかりはいえない。Plehn, a.a.O., S. 72.



czinset  $\frac{1}{2}$  M. summa 8 M.<sup>(96)</sup>

明らかにフーフエ制が導入されている。しかし1482年には再び私領主の支配下に入り、H. Birckham が上・下級裁判権と共に総長からこの村を手に入れている。1540年の記録では、ここには Große Freie が住み、他に10軒の家計があったとされている。しかも同じ年の別の記録によるとこの村のフライエ3名が各9フーフエをもっていた、とある。<sup>(97)</sup> いずれにせよこうした記録からこの村がドイツ農民村とは違って Einzelhof に近い大きな耕地のルースなまとまりだったとみることが出来るだろう。いうならばそれぞれのフライエの自立性が比較的高く、したがって Vorwerk に転化することも比較的容易な耕地形態であったといえよう。しかしプレーンが主張しているような、こうした村が Kommunalfrei ではあったが政治的共同体ではなかったという見解には同意しがたい。<sup>(98)</sup> 16世紀において、村に砦を築いて Amtshauptmann と戦ったのはまさにこうした村だったからである。1573年の記録によると Mathes Preuss はヘルツオーク・アルプレヒトからこの村の4名のフライエから土地を買占め、自己の所領に併合する許可を得ている。こうして1577年の Visitation によると J. Preuss が10, Adam Preuss が8, Matz Preuss が8, Matz Pienkutzky がそれぞれ7フーフエを Vorwerk として所有している。

以上のように16世紀末まで観察してゆくと、この地域におけるグーツヘルシャフトの形成に際して Dienstgut がどのような位置を占めていたかがかなり明瞭になってくる。原住プロイセン人自体がすでに階層分化しており、そうした階層の違いと、騎士修道会の進出の際の身のふり方とによって、すでに早くから Vorwerk の労働力となっていたものと、比較的後までフライエとしての自らの集落を維持したものとに分れていった。前者の多くはドイツ騎士修道会との戦のなかで改宗しなかったプロイセン人であり、

(96) Das große Zinsbuch, a.a.O., S. 81.

(97) Müller, a.a.O., S. 47.

(98) Plehn, a.a.O., S. 72.

かなりの数が初期から Klein の前綴をもつ Ortschaft, そして Vorwerk の労働力, その他フライエの集落のゲルトナーなどとして使用されていたとみられる。他方で騎士修道会入植以前のプロイセン人上層階層のうち, 特に改宗したプロイセン人はフライエとして比較的好条件で所領を確認され, 自らの集落を維持することが出来た。しかしこれらのフライエの多くも, より有利な条件で所領を得たプロイセン人 Ritter のグルントヘルシャフトの下に立っていたと考えられる。そしてこれらの階層の帰趨が 16 世紀の農民一揆更にランデスヘルとの争いの大きな原因となってゆくのである。ゲジンデの問題については新たに稿を起して詳論したい。

(1971 年 7 月 10 日。ゲッチンゲンにて)